

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パラオ国海洋深層水利用の民間投資促進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：パラオ国海洋深層水利用の民間投資促進に係る情報収集・確認
調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01070

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パラオ国海洋深層水利用の民間投資促進に係る情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

業務実施契約約款（調査業務）を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第一チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月25日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月26日12時まで
3	質問への回答	2025年3月31日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年4月11日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年4月24日14時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.htm>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）
に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法
人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作
成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て
の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託
契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等
契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示され
る手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/4UixfULNG8>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていま
す。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

島嶼国、島嶼部は類似の課題を抱えている。①電源をディーゼル発電に頼っている。燃料の輸送費が高く、エネルギーコストが高い。②産業は農業や漁業、観光業に限られている。雇用も限られており、人口流出が進んでいる。③干ばつによる水不足など、気候変動の影響を強く受けている。これらの課題を解決するため、沖縄県の久米島では10年以上、海洋深層水を利用した実証事業を実施されており、久米島モデルと呼ばれている。久米島モデルは2つの特徴を有している。一つは海洋深層水の多段利用である。海洋深層水は水深200m以深の海水で、低温安定性、富栄養、清浄性の特徴を有する。これらの特徴を活かし、深層水を発電に用いた後に、養殖や化粧品、飲料水の製造などに利用している。もう一つの特徴は産官学の連携で事業を進めている点である。具体的には、久米島町役場が民間企業と大学（佐賀大学）を巻き込み、支援をしながら実証事業を行っている。実証事業の結果、島民約7000人の久米島で約140人の雇用を生み、また、年間約25億円の売り上げを上げている。このように、海洋深層水の利用は島嶼国、島嶼部が抱える課題に対し、緩和策と適応策の両面から貢献することが期待されている。

JICAは2023年度から実施中の「大洋州地域太平洋島嶼国等における海洋温度差発電および久米島モデル展開にかかる情報収集・確認調査（QCBS）」の中で、パラオを対象に久米島モデル普及の可能性を検討している。この中で、全体計画の検討や取水や発電に関心を持つ民間企業との連携を図って来た。本調査ではパラオにおいて、海洋深層水を活用した養殖や野菜水耕、化粧品製造等のビジネスの可能性を検討する。

第2条 調査の目的と範囲

「第2条 調査の目的と範囲」、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえて、「第4条 調査の内容」に記載される情報収集・確認調査を実施する。具体的には、海洋

深層水を取水し、養殖や野菜水耕のデモンストレーション及び化粧品や食品加工の基本となる海洋深層水の微生物分析を行った上で、民間による海洋深層水ビジネスの可能性を検討することを目的とする。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 本調査の位置づけと実施方針

今後のパラオにおける久米島モデルの展開は、本調査で養殖等のデモンストレーション等を通じた海洋深層水ビジネスの可能性を検討した後、2028年頃に無償資金協力で久米島実証事業と同規模の海洋深層水の取水管や発電機を設置することを想定している。この取水管が設置されれば、海洋深層水を利用した養殖や野菜水耕、化粧品製造、飲料水製造等、久米島と同様の産業振興の基盤が期待される。本調査ではそのビジネスの可能性を検討するために、①牡蠣や海ぶどうの養殖のデモンストレーション、②野菜水耕栽培のデモンストレーション、③パラオの海洋深層水の微生物（酵母、乳酸菌）の分析を行う。

(2) 本調査での海洋深層水の取水デモンストレーションの方法

本調査では直径5cm程度の取水管を用いて、水深200m程度から取水デモンストレーションを行うこととし、取水方法は①海上取水か②陸上取水のいずれかとする。本調査の初期段階において、コストや環境社会配慮の観点から、海上取水と陸上取水のメリットとデメリットを整理の上、パラオ側と協議し、決定する。①海上取水の場合は、船を借上げ、本調査で調達する取水管、ポンプ、貯水タンク等により取水する。取水の頻度や期間は定額計上額の範囲内で調査期間中にJICAに提案して決定する。その定額計上の内訳は、船の借上げ、取水機材等の仕様数量検討、機材調達・輸送、取水オペレーションに関する費用等とする。なお、陸上取水になる場合はかかる定額計上分は本契約から除外する。②陸上取水の場合は、マルキョク州の州庁舎前の近海で取水し、同庁舎近くで貯水・利用する。この場合の取水システム（取水管やポンプ）の調達と据付工事（仮設）は別契約で実施される。本契約では取水計画や取水システムの仕様をJICAに提案すると共に、別契約で実施される据付工事（仮設）の監理を行う。目安としては工事中の現地監理を1回、工事完了時の現場確認を1回とする。

(3) 海洋深層水等を利用した養殖のデモンストレーション

養殖のデモンストレーションでは、ビジネス化の検討に必要な①牡蠣の成熟速度の確認と②パラオ国内の牡蠣のマーケットの規模の確認、③牡蠣を輸出する際の課題、コストの確認、④パラオ漁業局が実証中の海ぶどう栽培への助言を行う。①牡蠣の成熟速度の確認においては、パラオ国内の稚貝を採取の上、海洋での成長速度を確認する。成長させる場所については、JICAに提案する。また、餌として必要なパラオで確

保できる微細藻類の確認を行う。②マーケット規模の確認においては、日本から牡蠣を輸送し、海洋深層水等で浄化した牡蠣をパラオ国内でテスト販売の上、マーケットの規模や売値等について確認する。本調査における海洋深層水の取水が出来るまでは、表層水をチラーとUV殺菌を行うことで深層水を代用することとする。必要な機材の仕様数量はJICAに提案することとし、その機材費は定額計上とする。③②で清浄化されたカキをグアムや日本へのテスト輸出を試み、規制障壁や輸送コスト等の確認を行う。④パラオ漁業局が実証中の海ぶどう栽培に対し、高品質化への助言を行うと共に、海洋深層水を活用したビジネス化への提言を行う。

(4) 海洋深層水等を利用した野菜水耕のデモンストレーション

野菜水耕のデモンストレーションでは、ビジネス化の検討に必要な①パラオの水に適した水耕システムの提案と②パラオでの水耕栽培サイクルの速度確認、③国内の野菜のマーケットの規模の確認、④水耕ビジネスに関心のある個人や企業の確認を行う。①パラオの水成分の分析を行い、パラオの水耕栽培に適した水耕システムの提案を行う。②水耕栽培サイクルの速度確認においては、水耕システムを調達、輸送の上、実際に数種類の野菜を栽培する。本調査における海洋深層水の取水が出来るまでは、水をチラーで冷やすことで深層水を代用することとする。必要な機材の仕様数量はJICAに提案することとし、その機材費は定額計上とする。また、栽培する野菜の種類についてもJICAに提案する。③水耕栽培のデモンストレーションは公開することとし、ビジネスモデルの説明を行った上で、④パラオでのビジネス化に関心を有する個人や企業を確認する。

(5) 海洋深層水等の微生物のサンプリング・分析

海洋深層水を活用した化粧品製造や食品発酵等に必要のパラオの海洋における微生物（酵母、乳酸菌）を①サンプリング・分析し、②結果を公開、③微生物を活用した食品や酒類のサンプル製造を行う。①サンプリング・分析は海洋深層水や表層水を取水して行う。カウンターパートはパラオコミュニティカレッジ（PCC）とし、基本となる機材（インキュベータ、クリーンベンチ、オートクレーブ、試薬等）の仕様水量をJICAに提案し、調達する。必要な機材の仕様数量はJICAに提案することとし、その機材費は定額計上とする。また、カウンターパートになるPCCの研究者や学生にサンプリングと分析方法の指導を行う。②確認された微生物については、Webなどで公開し、化粧品や食品に関心のある民間や個人の確認を行う。③確認された微生物により食品加工や酒類のサンプル製造を行う。製造を行う食品や酒類についてJICAに提言する。

(6) デモンストレーションの実施環境支援

久米島モデルの普及にあたり、①必要なパラオ側の実施体制の提案、②必要な環境社会配慮を行う。①本調査のデモンストレーションを行うのに必要なパラオ側の実施

体制と無償資金協力以降に必要なパラオ側実施体制やパラオ政府がとるべき民間投資促進政策の提言を行う。②本調査のデモンストレーションを行うのに必要な環境社会配慮を整理の上、パラオ当局への申請、必要な調整を行う。

第4条 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえ実施する。

(1) 本調査での海洋深層水の取水デモンストレーションの方法検討と実施

1. 1. 1 取水方式を海上取水か陸上取水とする場合の費用を概算で見積もる。

1. 1. 2 それぞれの取水方法の開始に必要な環境社会配慮等の手続きの内容と要する時間を確認する。

1. 1. 3 海上取水と陸上取水のメリット、デメリットを整理の上、JICA とパラオ側に提案し、どちらの取水方式にするか決定する。

<海上取水の場合>

1. 2. 1 本調査で必要な取水量、取水時期等を勘案し、取水デモンストレーション計画を立案する。

1. 2. 2 取水計画に応じた取水機材（取水管やポンプ、貯水タンク等）の仕様数量を JICA に提案の上、調達・輸送する。

1. 2. 3 船の借上げ計画を立案の上、再委託先を選定、契約する。

1. 2. 4 取水デモンストレーション計画を実行する。

<陸上取水の場合>

1. 3. 1 本調査で必要な取水量、取水時期等を勘案し、取水デモンストレーション計画を立案する。

1. 3. 2 取水計画に応じた取水機材（取水管やポンプ等）の仕様数量と据付工事内容を JICA に提案する。提案する際の様式は、JICA が行う一般契約公告の様式とする。

1. 3. 3 JICA が行う一般契約公告から契約に至る手続きを支援する。

1. 3. 4 別契約にて取水管業者が行う据付工事の監理を行う。目安としては工事中の現地監理を1回、工事完了時の不具合がないかの現場確認を1回とする。

1. 3. 5 海洋深層水の取水デモンストレーションを行うパラオ側のカウンターパート（パラオ公共事業公社やマルキョク州等）をパラオ政府と JICA と共に決定する。

1. 3. 6 パラオ側のカウンターパートと共に、取水デモンストレーション計画を実行する。

（２）海洋深層水等を活用した養殖のデモンストレーション

２．１．１ 牡蠣および海ぶどうを対象とした養殖のデモンストレーション計画（活動内容、投入、場所、機材、カウンターパート等）をパラオ側と JICA に立案し、計画内容の合意を得る。

２．１．２ デモンストレーションを行うのに必要な機材（チラーや UV 殺菌機器、養殖機材等）の仕様数量を JICA に提案の上、調達・輸送する。

＜牡蠣の成熟速度の確認＞

２．２．１ カウンターパートと共に、パラオで牡蠣の稚貝を採取し、必要なデータを記録する。

２．２．２ 稚貝を成熟させる場所（海洋）を複数提案し、パラオ側と JICA の合意を得る。

２．２．３ カウンターパートと共に、海洋での牡蠣の成熟速度を確認する。

＜パラオ国内の牡蠣のマーケットの規模の確認＞

２．３．１ 日本の牡蠣をパラオに輸入するために必要な検疫等の手続きを確認の上、実施する。

２．３．２ パラオに輸入された牡蠣を海洋深層水で清浄化して毒素を最小化する。なお、本調査で海洋深層水が取水されるまでは冷却・殺菌した表層水を用いる。

２．３．３ パラオ国内でのテスト販売先をパラオ側と JICA に提案の上、実施する。

２．３．４ デモンストレーション販売の結果を受け、パラオ国内の牡蠣のマーケット規模や価格等を想定する。

＜牡蠣を輸出する際の課題、コストの確認＞

２．４．１ 海洋深層水で清浄化された牡蠣（２．３．２）をグアム及び日本に輸出するために必要な検疫等の手続きを確認する。

２．４．２ グアム及び日本でのテスト販売先をパラオ側と JICA に提案の上、実施する。

２．４．３ デモンストレーション輸出の結果を受け、パラオの牡蠣を輸出する上での課題やコスト等の課題を整理する。

＜パラオ漁業局が実証中の海ぶどう栽培への助言＞

２．５．１ パラオ漁業局による海ぶどう栽培の状況をレビューの上、高品質化、商業化に向けた改善案をパラオ側と JICA に提案する。

＜取りまとめ＞

２．６ パラオにおける海洋深層水を利用した牡蠣や海ぶどうの養殖ビジネスの可能性について取りまとめ、提言する。

（３）海洋深層水等を活用した野菜水耕栽培のデモンストレーション

３．１．１ 野菜水耕のデモンストレーション計画（活動内容、野菜の種類、投入、場所、機材、カウンターパート等）をパラオ側と JICA に立案し、計画内容の合意を得る。

３．１．２ デモンストレーションを行うのに必要な機材（水耕栽培機材やチラー等）の仕様数量を JICA に提案の上、調達・輸送する。

３．１．３ カウンターパートと共に、野菜水耕のデモンストレーションを行い、必要なデータを記録する。なお、本調査で海洋深層水が取水されるまでは冷却した表層水を用いる。

３．１．４ デモンストレーションは公開の上、将来、海洋深層水を活用した野菜水耕ビジネスに関心を有する企業や個人を確認する。

３．１．５ 生産された野菜をパラオ国内でテスト販売する先をパラオ側と JICA に提案の上、実施する。

３．１．６ デモンストレーション販売の結果を受け、パラオ国内の野菜のマーケット規模や価格等を想定する。

３．１．７ パラオにおける海洋深層水を利用した野菜水耕ビジネスの可能性について取りまとめ、提言する。

（４）海洋深層水等の微生物（酵素や乳酸菌）サンプリングと分析

４．１．１ パラオの海洋深層水等の微生物サンプリング・分析計画（活動内容、投入、場所、機材、カウンターパート等）をパラオ側と JICA に立案し、計画内容の合意を得る。

４．１．２ デモンストレーションを行うのに必要な機材（ディープフリーザーやクリーンベンチ、オートクレーブ、インキュベータ、試薬等）の仕様数量を JICA に提案の上、調達・輸送する。

４．１．３ カウンターパートとなるパラオコミュニティカレッジの研究者学生と共に、海洋深層水の微生物サンプリング・分析を指導しながら実施する。なお、本調査で海洋深層水が取水されるまでは表層水のサンプリング・分析を行う。

４．１．４ 微生物のカタログを作成し、化粧品や食品関係の企業に公開する。

４．１．５ 採取された微生物を活用し、発酵食品や酒類を試作製造する。

４．１．６ パラオにおける海洋深層水を利用した化粧品や醸造食品ビジネスの可能性について取りまとめ、提言する。

（５）本デモンストレーションの実施環境整備

５．１．１ （１）から（４）のデモンストレーションを行うのに必要なパラオ側の実施体制をパラオ側と JICA に提案し、合意を得る。また、デモンストレーション後の無償資金協力以降に必要なパラオ側の実施体制をパラオ側と JICA に提案する。

5. 1. 2 (1) から (4) のデモンストレーションを行うのに必要な用地を確保する JICA の支援を行う。

5. 1. 3 (1) から (4) のデモンストレーションを行うのに必要な環境社会配慮を整理の上、パラオ側と JICA と共に実施する。

5. 1. 4 本調査の結果を取りまとめ、パラオ政府がとるべき民間投資促進政策の提言を行う。

第5条 報告書等

※業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は 2026 年 2 月 13 日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

※本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

※受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

※調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

※特記仕様書ひな型に基づきます。なお、背本は最終成果品等外部提出のみとなります。

※なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末 2026 年 2 月 13 日	日本語	CD-R	6 部
ファイナル・レポート (F/R)（最終成果品）	契約履行期限末 2026 年 2 月 13 日	日本語	製本 CD-R	6 部 6 部

ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	2026年2月13日	英語	製本 CD-R	6部 6部
調査データ	契約履行期限末 2026年2月13日		CD-R	6部

第6条 再委託

☒本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	海上取水	取水形式は洋上型船上方式もしくは洋上型ブイ方式で船舶はレンタルを想定	一式	定額計上
2	環境社会配慮・据付許可取得関連	環境調査、据付許可申請書作成	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	海洋深層水等を活用する養殖のデモンストレーションの概要と実施体制を取水方法を①海上取水にする場合と②陸上取水にする場合に分けて提案。陸上取水の場合はマルキョク州庁舎付近に10m×20mの土地が用意されることを前提に計画する。	第3条 調査実施の留意事項
2	海洋深層水等を活用する野菜水耕のデモンストレーションの概要と実施体制を、取水方法を①海上取水にする場合と②陸上取水にする場合に分けて提案。陸上取水の場合はマルキョク州庁舎付近に10m×20mの土地が用意されることを前提に計画する。	第3条 調査実施の留意事項
3	海洋深層水および表層水の微生物サンプリング・分析の概要と実施体制を、取水方法について	第3条 調査実施の留意事項

	①海上取水にする場合と②陸上取水にする場合に分けて提案。	
4	海洋深層水取水方法を①海上取水する場合の取水計画、運用及び実施体制の提案。②陸上取水する場合の取水計画の概要と据付工事施工監理の提案	第3条 調査実施の留意事項
5	本調査で行うべき環境社会配慮と留意事項の提案	第3条 調査実施の留意事項及び第4条 調査の内容
6	本調査に必要な機材内容と概算額の提案（養殖、葉物野菜、微生物サンプリング・分析）	第3条 調査実施の留意事項

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：海洋深層水利用に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：パラオ国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年5月に業務開始し、全体期間は2026年2月までの10か月と想定します。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 15.81 人月

2) 渡航回数を目途 延べ26回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会・据付許可取得関連
- 海上取水

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 大洋州地域太平洋島嶼国等における海洋温度差発電および久米島モデル展開にかかる情報収集・確認調査（QCBS）プロGRESSレポート

2) 公開資料

- Blue Transition with Deep Ocean Water (Youtube)
https://youtu.be/_yikwT7gINY

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

64,410,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
 自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(120,500,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して
 契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載く
 ださい。この提案はプロポーザル評価に含めず。定額を超える別提案をする場合は
 別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ
 ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者から
 の見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を
 確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	チラー及びUV殺菌機器	「第2章第3条(3)及び(4)」	12,000,000円	チラー及びUV殺菌機器の調達	機材費
2	野菜水耕栽培機器	「第2章第3条(4)」	10,000,000円	野菜水耕栽培機器の調達	機材費
3	微生物/微細藻類分析機器	「第2章第3条(5)」	8,000,000円	微生物/微細藻類分析機器一式の調達	機材費
4	1から3に係る輸送費	「第2章第3条(3)から(4)」	5,000,000円	1から3に係る輸送費	機材費(輸送)
5	海上取水機材・輸送	「第2章第3条(2)」	40,000,000円	海上取水機材費(取水管、ポンプ、タンク等)及び輸送費	機材費および輸送(陸上取水になる場合は本契約の対象外)

6	海上取水	「第2章第3条(2)」	45,500,000円	船の借上げ・運転、取水オペレーションに関する費用等	再委託（陸上取水になる場合は本契約の対象外）
---	------	-------------	-------------	---------------------------	------------------------

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)